

外国法律事情

1999年中国憲法改正に関する提言をめぐって

劉 迪

- 第一節 1999年中国憲法改正に関する提言をめぐって
- 第二節 中国共産党内部の意見
- 第三節 「民主党派」の意見
- 第四節 法学者の意見
- 第五節 経済学者の意見

第 1 節 1999年中国憲法改正の背景・過程

(1) 改正の根拠と改正作業の手順。1997年 9 月に開催された中国共産党第15期大会報告に基づき、中国共産党は憲法の部分内容に対して適当な改正をおこなうべきであると提案した⁽¹⁾。今回は1982年に公布された現行憲法に対しての

-
- (1) 中国共産党中央委員会は憲法改正班を作った。李鵬を始めとする 7 人のメンバーである。憲法改正班の下に弁公室（事務室）を設け、メンバーは全国人民代表大会法律委員会、法制工作委員会、弁公室などのスタッフからなっている。
 - (2) 改正作業の内容。改正作業は以下の内容が含まれている。(a)関係資料の収集と整理(b)憲法改正の必要性、方式、内容に対する研究と実証(c)憲法改正の部分的な内容に対する初歩的意見の草案のまとめ。
初歩的意見の草案は以下の内容が含まれている。
第 1 は、序言は「鄧小平理論」の内容を加えた。
第 2 は、序言のなかでは「わが国は社会主義初級段階にある」という文言を「わが国は長期にわたって社会主義初級段階にある」に改めた。
第 3 は、序言に「社会主義市場経済」の内容を増加した。
第 4 は、憲法第 5 条第 1 項の後では、「法に基づき国を治めることを実行し、社会主義法治国家を建設する」に改めた。

3 回目の改正である。改正の原則は「改正が必要であるか又は機が熟した問題に対しては改正を行ない、改正してもよいし、しなくてもよい問題は改正しない」⁽²⁾ということである。

1998年11月27日に、憲法改正班第2回会議が開催され、改正班がまとめた『憲法部分内容改正の初歩的意見（討議参考稿）』を討議した。討議の内容を加えて審査申請稿として中央政治局常務委員会と政治局に審議を申し入れた。

改正作業中、多くの憲法改正提言は採択されなかったが、これらの提言は中国憲法が直面している問題を反映している。以下、経済関係の規定をめぐる中国憲法改正の提言を紹介したい。

第2節 中国共産党内部の意見

中国共産党政治局常務委員は『憲法部分内容改正の初歩的意見（審査申請稿）』を審査・確定し、中央政治局会議が原則として可決した後、1998年12月5日に各省・自治区・直轄市党委員会、中央各部・委員会、国家機関各部・委員会党組（党委）、軍委総政治部、各人民団体党組（党委）、軍委総政治部・各人民団体党組及び中央委員、中央候補委員に意見を求めた。12月25日に、憲法改正班は中央機関と地方の回答を合計125部、中央委員、中央候補委員の意見回答37部を回収した。112の部門と個人は「初歩的意見」に完全に賛成し、その他の50の部門は中国共産党中央の初歩的意見に対して基本的に賛成し、同時に多くの具体的な改正の意見を提出した。

第一、憲法6条について。

第5は、憲法第6条には1項を加えた。すなわち、「国家は社会主義初級段階においては、公有制を主体とし、多種の所有制経済がともに発展するという基本経済制度を堅持し、労働に応じた分配を主体とし、多種の分配方式が並存するという分配制度を堅持する」に改めた。

第6は、第8条第1項では「農村集団経済組織は家庭請負経営を基礎とし、統一と分散を結びつけた二重経営体制を実行する」と加える。「家庭聯産請負を主とする責任制」を削除した。

第7は、第28条の「反革命活動」を「国家の安全に危害を与える犯罪活動」に改める。

全国人民代表大会弁公庁研究室編集班『進憲法改正案学習指導』、中共中央党校出版社、1999年3月版。

(2) 前掲書第14頁。

(1) 「公有制を主体とする多種所有制経済の共同発展の基本経済制度を堅持し、労働に応じて分配することを主体とする多種の分配方式が並存する分配制度を堅持する」という二つ「堅持」に加え、「充実化」を図る。

(2) 6 条に社会主義公有制とは「混合所有制経済のなかの国有成分と集団成分を含む」「労働者の労働連合と労働者の資本連合を主とする集団所有制経済」という文言を加える。

第二、憲法11条に非公有制経済に関する規定について以下の意見が提言された。

(1) 憲法11条に「法律が定めた範囲内において、非公有制経済は社会主义市场经济の重要な構成部分である」という規定の「法律が定めた範囲内」の部分削除する。

(2) 「重要な構成部分」の「重要」を削除し、非公有制経済は社会主义市场经济の「構成部分」又は「欠くことのできない構成部分」に改正する。

(3) 「国家は个体経済、私営経済に対して導き、監督し、管理する」という表現に「奨励」という表現を加える。

(4) 「国家は个体経済、私営経済に対して導き、監督し、管理する」という表現を削除する。その理由は、国家の経済に対する方向付け、監督、管理」という役割はすべて経済形態について言える。个体経済、私営経済に限ってこの役割を果たす必要はない。

(5) 「各種の所有制経済成分は国家の法律、法規の前において一律平等であり、公平で競争する」を追加する。

(6) 11条2項の「个体経済、私営経済」を「个体経済、私営経済など非公有制経済」に改める。

第三、その他、11条以外の経済関係の提言は下記の通り。

(1) 憲法18条の外国人が「中国の企業又はその他の経済組織との各種形式の経済合作」という規定を「中国の企業とその他の経済組織又は個人との各種形式の経済合作」に改める。その理由は中国が事実上個人と外国会社との経済合作を許容するようになったためである。

(2) 「社会保障制度」を憲法総綱に明記する。

第3節 「民主党派」の意見

中国では「民主党派」⁽³⁾が存在している。12月21日に中国共産党中央は中南

海で「党外人士」座談会を開催し、憲法改正の意見を求めた。憲法部分内容の改正の初歩意見に対して賛成し、同時に改正意見を提出した。経済関係の意見は下記の通り。

第一、6条には、3項よりも2項で構成したほうがよい。1項は社会主義経済制度と分配制度を記す。2項は社会主義初級段階の経済制度と分配制度を記す。

第二、8条には生産、供給、信用、消費などの具体的な形式を並べなくてもよい。これは農村合作経済組織今後の発展のために、余地を残すためである。

第三、11条の非公有経済、个体経済、私营経済という3つの概念は区別があり、関連もある。憲法はその概念を定義すべきである。个体経済、私营経済を「非公有経済」に改める。この概念は広く、その他の非公有制経済要素の発展にも有利である。

又は「非公有制経済」という概念は个体経済、私营経済を含むと明記し、これは前述の二種の「公有制経済」と対応するものである。

「法律が定めた範囲内の非公有制経済は社会主义市场经济の重要な補足である」という表現は考慮の余地がある。非公有制経済は所有制の視点から述べたものである。市場経済は運営機能の視点から述べたものである。同一の範疇ではない。「法律が定めた範囲内において非公有制経済はわが国社会主義初級段階経済の構成部分である」と表現できる。11条2項の国家の个体経済、私营経済の合法的な權益に対する保護とその発展を導く、という表現は2項に分けて記すべきである。なぜなら、これは二つの問題であるからだ。「引導（導く）」は「指導」に変えるべきである。政府機能の転換である。

第4節 法学者の意見

12月22日午前、憲法改正班は法律界の専門家の座談会を開催し、下記の意見が提出された。

第一、基本経済制度と分配制度記述に関する以下の二つの見方がある。

(1) 6条1項に公有制は混合経済中の国有、集団経済の要素を含むという規定を加えるべきである。

(2) このような規定は、もはや所有制の問題ではない。

(3) 中国共産党以外の8党派の総称。

第二、6条2項には「人間で人間を搾取する制度を消滅する」という規定を留保すべきではない。現実の生活がすでに変化しているからである。これに対して、この文言は社会主義制度の本質的な特徴を表現することであり、削除するならば、混乱を引き起こすおそれがある。

第三、多くの人は、13条は12条と比べて、その重みは明らかに軽いと考える。国家が国有と私有の財産に対する所有権の保護に対して区別している印象を与える。13条1項に「中華人民共和国公民の私有財産は侵害を受けない。国家が公共需要に基づき私有財産を接収する場合、合理的な補償を与えるべきである」と提言した。

また、「財産的所有権」を「財産権」に改めることを提言する。

第5節 経済学者の意見

12月24日午後、憲法改正班は経済界専門家の座談会を開催し、憲法の改正意見を求めた。主として以下の意見が提出された。

第一、基本経済制度と分配制度について。

(1) 6条1項後半は「公有制実現の形式は多様化すべきである」と改めること。これは15期党大会の精神の現れであるし、実際生活のなかで公有制経済の発展に有利である。

(2) ある人は「全民所有制」は「国家所有制」を以って換えるべきであると提言した。

(2)多くの人は6条3項に対して「各種生産要素が分配に参加する制度」をもって「多種分配方式が並存する分配制度」に換えると提言した。ある人は以上の改正を行う場合、「労働に応じての分配を主体とする」という表現は削除すべきであると提言した。前後関係を一致させるためである。ただし、上述の改正に同意しない意見もある。

第二、非公有制経済について

(1) ある人は、8条3項に、国家が都市・農村の集団経済の発展を奨励・指導・援助すると規定しているが、非公有制経済に対してもこうすべきであると指摘した。

(2) 个体経済、私営経済に対する監督という表現を取り消すと提言し、支持・援助又は法に基づき管理することを強調する。个体経済、私営経済を2項に分けて規定すると提言した。更に非公有制経済のなかの外商投資企業に対し

でも同様な規定を作るべきである。「私営経済」を「私有経済」に変えるべきだと提言する人もいる。

第三、改正に関する新しい提言

(1)一部の人は、憲法が党の15期全国大会の「財産法律制度を健全化する」との精神を取り入れるべきだと提言する。「国家は、公民の私有財産が侵害を受けないよう保護する。国家は接収する際、補償すべきである」。公民の私有財産は生産資料を含んでいる。これも保護の対象である。また保護を受ける公民の私有財産に対して制限を加えると提言する。つまり誠実労働、合法経営を通して獲得した財産に限って保護を与えることである。公民の合法的投資に保護を与えるべきだという提言もある。

(2)ある人は序言に「生産資料の私有制の社会主義改造はすでに完成され、人が人を搾取する制度は消滅した」という規定は削除すべきであると提言した。情勢がすでに変化したためである。

第四、憲法提言を採択しない理由。

憲法改正班は上述の意見を一部分しか採択していない。採択しない理由は下記の通り。

(1)中央が提出した憲法改正原則は改正が必要であるか又は機が熟した問題に対して改正を行う。改正してもよいしなくてもよい問題に対しては改正しない。従って中国共産党中央の指示に従うこと。

(2)中国の現実条件からみれば、現行憲法に対して大規模かつ全面的な改正を加えるには、条件が整っていない。改正案という形式をもって部分的な条項に対して改正することだけである。

(3)一部の提案は憲法上すでに規定されている。

(4)一部の提案は憲法解釈の方式で表現が可能。例えば中国公民個人と外商の合作はこのケースである。

(5)その他の意見と提案は、さまざまな原因で採択に相応しくない⁽⁴⁾。

(4) 前掲書第14頁。

参考資料：

- 1, 全国人大常委員会弁公室研究室編纂『新修憲法読本』, 学習出版社, 1999年3月。
- 2, 本書編写組『中華人民共和国憲法学習読本』中共党史出版社, 1999年3月。
- 3, 李伯鈞主編『中国憲法新釈』中共党史出版社, 1999年5月。
- 4, 『憲法修正案学習輔導読本』中国青年出版社, 1999年3月。
- 5, 「中華人民共和国憲法改正案」『北京週報』, 1999年, No.18。